

秋谷老人福祉センター跡地の利活用に係る公募型プロポーザル実施要項

令和7年（2025年）1月10日

横須賀市 経営企画部企画調整課／民官連携推進担当課

目次

I. 公募内容について	1
1. 趣旨	1
2. 敷地概要	1
3. 跡地利活用（便益施設）の提案について	4
(1) 整備に関する諸条件	4
(2) 土地の契約	4
(3) 建物の契約	5
(4) 費用負担	7
(5) 施設運営に関する諸条件	7
(6) 公園の使用許可に関する諸条件	8
(7) 優先交渉権の設定	8
(8) 景観への配慮	9
(9) 根拠法令等の遵守	9
(10) スケジュール（予定）	9
4. 地域活動スペースについて	10
(1) 条件	10
II. 応募について	11
1. 応募者の構成等	11
2. 参加資格要件	11
3. 実施スケジュール	12
4. 質問の受付・回答	13
5. 参加申請	14
6. 企画提案書の内容及び提出	16
III. 審査について	18
1. プレゼンテーション	18
2. 審査	20

I. 公募内容について

1. 趣旨

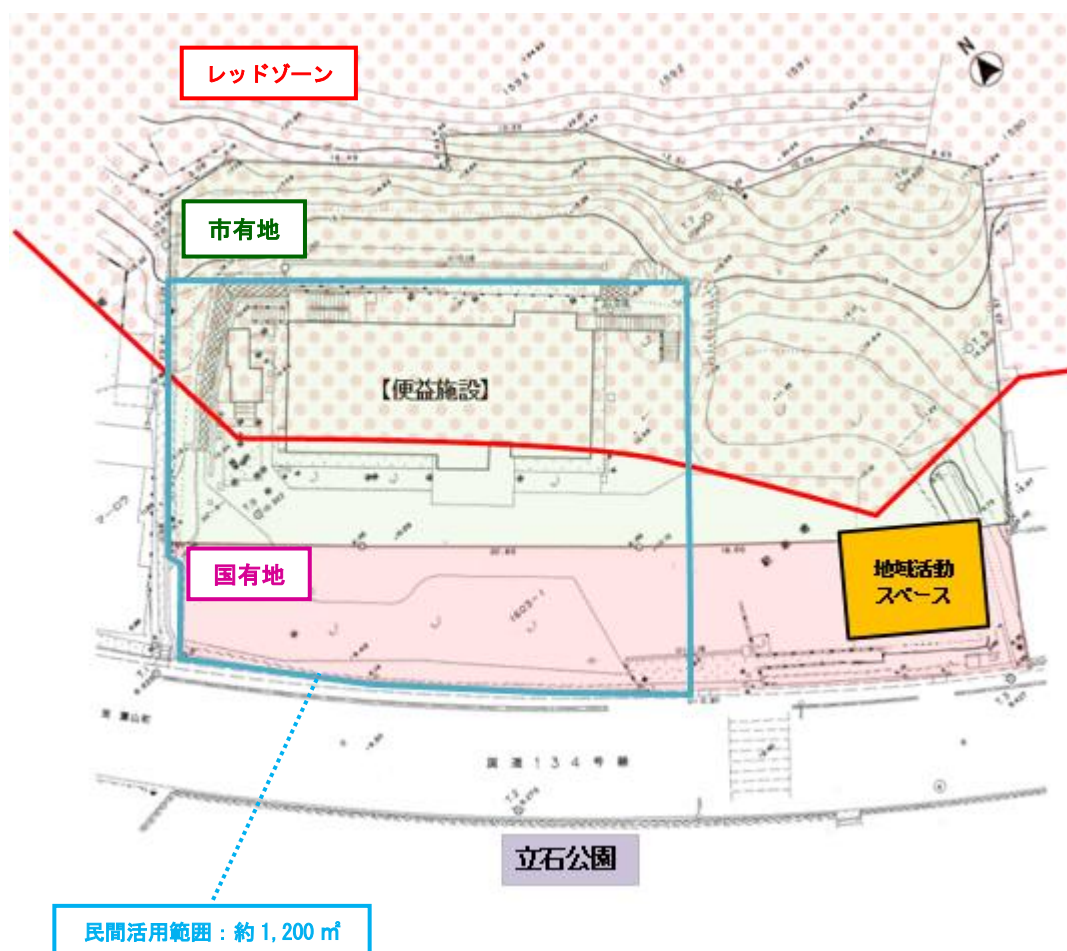
「秋谷老人福祉センター」は令和6年度末に廃止予定ですが、立石公園が目の前という立地や、風光明媚で魅力的なロケーションであることから、その跡地については、西地区の活性化や賑わいの創出に資する施設整備の検討を進め、便益施設と地域活動スペース（公共施設）を設置することとしました。

今回の公募は、当該地区の活性化に資する持続性のある跡地利活用の事業提案を求めるもので、民間事業者の独立採算事業として実施いただくものです。

市は、有識者等から構成する事業者選定評価委員会の意見を参考に、提案のあった借受希望価格等も踏まえつつ、企画力、技術力などの事業推進能力が高く、総合的に最も優れた応募者を優先交渉権者として選定します。

優先交渉権者は、契約の締結及び事業実施に向け、信義に従って誠実に取り組むこととします。

2. 敷地概要



土地情報	<p>住 所 : 横須賀市秋谷 3-6-25</p> <p>敷 地 面 積 : 2,298.09 m² (国有地 : 603.83 m²を含む)</p> <p>※国道 134 号に面する敷地は国有地 (将来的な都市計画道路の拡幅用地)</p>
建物概要	<p>建 築 年 : 1975 年 3 月 31 日</p> <p>建 築 面 積 : 292.62 m²</p> <p>延 べ 床 面 積 : 601.59 m²</p> <p>構 造 : 鉄筋コンクリート造 3 階建て</p> <p>※敷地内がレッドゾーンに指定 (既存不適格)</p>
用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種住居地域 (都市公園) 【予定】 ・ 建ぺい率 : 公園敷地の 7 %以内のかつ 60% ・ 容 積 率 : 200%
地域・地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準防火地域 ・ 第一種高度地区 ・ 屋外広告物規制区域 (第二種許可地域) ・ 宅地造成工事等規制区域 ・ 土砂災害警戒区域 (急傾斜) ・ 土砂災害特別警戒区域 ・ 都市計画道路 ・ 都市機能誘導区域外 ・ 居住誘導区域内
法令等に基づく 開発行為等の 制限	<p><都市計画法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解体の場合は、崩落土砂に耐えられる構造または、待ち受け擁壁の設置 ・ 国有地のため、都市計画道路拡幅までの期間は 3 階以下の木造または鉄骨造は建築可能 <p><土砂災害防止法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レッドゾーンを解除しない場合、法面保護工事を実施

日影規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 時間（5 m を超え 10m 以内） ・ 2.5 時間（10m を超える範囲）
アクセス	<p>【公共交通機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京急横須賀中央・JR 横須賀駅から三崎・長井方面行バス、横須賀市民病院行バスで「林」バス停下車、逗子行きバスに乗り「立石」バス停下車徒歩すぐ ・ 京急逗子・葉山から「長井・佐島マリーナ入り口・大楠芦名口・横須賀市民病院」行きバスで「立石」バス停下車徒歩すぐ <p>【車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 逗葉新道（長柄下り出口）から約 12 分 ・ 横浜横須賀道路（横須賀 IC）から約 17 分 ・ 横浜横須賀道路（衣笠 IC）から約 14 分 ・ 三浦縦貫道路（林 IC）から約 18 分
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図（敷地・建物） ・ 給排水図 ・ 土砂災害警戒区域等指定図
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前面道路（南西側）国道 134 号：幅員約 9 m
施設周辺情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立石公園（当該物件に隣接） ・ 県営立石駐車場（普通車：62 台）

3. 跡地利活用（便益施設）の提案について

提案内容の条件については、以下の通りとします。

（1）整備に関する諸条件

- ①市内外の方（公園利用者、観光客、地域の方等）が利用できる施設を整備してください。
- ②施設は、西地区の活性化に資する便益施設（宿泊施設、飲食店、売店など）とします。
- ③事業者は、企画提案に基づき、自らの責任と負担において、営業に必要な工事を行ってください。
- ④工事については、工事開始前に本市と設計及び施工上の協議・確認を行った上で実施してください。
- ⑤本市は工事終了後に整備内容を確認し、これをもって竣工したものとします。

（2）土地の契約

- ①契約形態：貸付のみ（公園用地となるため）
- ②面積：約 1,200 m²
- ③許可：都市公園法第 5 条の規定に基づいた「公園施設管理許可」による
- ④使用料：免除

※ただし施設運営の中で利益が出た場合の本市への還元方法（収益に対する割合等）を提案してください。

【提案例】運営開始 3 年後から収益の 5 % を還元する

【参考情報】

都市公園条例に定められた公園使用料の算出は以下のとおりです。

<試算根拠>

土地借地料@210 円/m²

<計算例>

土地面積（1,200 m²）の場合

$1,200 \text{ m}^2 \times 210 \text{ 円/m}^2 \times 12 \text{ ヶ月} = 3,024,000 \text{ 円/年}$

- ⑤契約期間：10 年間

※貸付期間は、最大 10 年を超えないこととします。また、更新についても同様とし、更新回数については、別途協議します。

※国道 134 号の拡幅事業が開始される場合は、事業の継続可否について、別途協議とします。

- ⑥引渡：分筆登記を行わず、現状有姿での引渡し

※隠れた瑕疵があることを発見しても、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

⑦返 還：以下のとおりとします。

ア 契約期間が満了したとき又は許可取り消しの場合は、直ちに事業者の負担により許可物件を原状に回復して返還してください。なお、原状回復の範囲は本市と協議の上決めるものとします。

イ 上記の場合、事業者は本市に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求ができないものとします。

ウ 原状回復の義務を履行しない場合は、本市は、事業者の負担においてこれを行うことができるものとします。

(3) 建物の契約

①契約形態：売却または貸付

②面 積：約 600 m² (延べ床面積)

③利用条件：以下のとおりとします。(売却または貸付の共通事項)

【既存建物を利用する場合】

耐震診断及びその結果に応じた補強を必ず実施し、リノベーションを実施してください。

【既存建物を利用しない場合】

既存建物を解体し、施設を新設してください。

④許 可：【建物を売却する場合】

都市公園法第5条の規定に基づいた「公園施設設置許可」による

【建物を貸付する場合】

都市公園法第5条の規定に基づいた「公園施設管理許可」による

⑤使 用 料：免除

※ただし施設運営の中で利益が出た場合の本市への還元方法（収益に対する割合等）を提案してください。

【提案例】

運営開始3年後から収益の5%を還元する

【参考情報】

都市公園条例に定められた公園使用料の算出は以下のとおりです。

<試算根拠>

貸付の場合：建物借地料@1,290円/m²

※建物借地料は延べ床面積となります。

<計算例>

建物延べ床面積（約600m²）の場合

600m²×1,290円/m²×12ヵ月=9,288,000円/年

※なお、建物周辺の土地を利用する場合は、それに係る面積相当分の使用料を別途徴収します。

⑥契約期間：10年間

※貸付期間は、最大10年を超えないこととします。また、更新についても同様とし、更新回数については、別途協議します。

※国道134号の拡幅事業が開始される場合は、事業の継続可否について、別途協議とします。

⑦引 渡：現状有姿での引渡し

※隠れた瑕疵があることを発見しても、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

⑧返 還：以下のとおりとします。

ア 【建物を売却する場合】

契約期間が満了したとき又は許可取り消しの場合は、直ちに事業者の負担により許可物件を撤去し更地にして返還してください。なお、撤去後の舗装の復旧方法及び範囲については本市と協議の上決めるものとします。

【建物を貸付する場合】

契約期間が満了したとき又は許可取り消しの場合は、直ちに事業者の負担により許可物件を原状に回復して返還してください。なお、原状回復の範囲は本市と協議の上決めるものとします。

イ 上記の場合、事業者は本市に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求ができないものとします。

ウ アを履行しない場合は、本市は、事業者の負担においてこれを行うことができるものとします。

(4) 費用負担

既存施設の整備とあわせて、以下の費用は全て事業者にて実施してください。

- ① リノベーションに伴う耐震診断費
- ② 埋設物調査
- ③ 支障物及び工作物の調査、移設
- ④ 外構整備に伴う既存施設等の撤去費用
- ⑤ インフラ整備費（新設・改修）
- ⑥ 施設運営や維持管理に関わる費用
- ⑦ 光熱水費

※本管からの引込位置および支払い方法については別途協議

- ⑧ 運営期間終了に伴う原状回復に関わる費用

(5) 施設運営に関する諸条件

① 運営方法

原則として、事業者の直営によるものとします。

② 営業日・営業時間

企画提案を基に本市と協議の上、決定するものとします。

③ 営業に伴う関係法令上の手続

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の責任において行ってください。

④ 清掃等

貸付区域における清掃、除草等については事業者自らが行き、常に清潔感を保ってください。

⑤ その他

ア 事業者は、改装工事、修繕等を行うとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に本市の承認を受けるものとします。

イ 地域活動スペースなど、貸付区域を超えるエリアについても、建物周辺の緑化や飲食が可能なテーブル、イス及びパラソルの設置など、公園と調和した空間整備や公園利用者との共用スペースに資するものは提案可能です（公園施設設置許可使用料は不要）。その場合は、本市と協議してください。

(6) 公園の使用許可に関する諸条件

①禁止事項

事業者は、便益施設を企画提案以外の用途に供することはできないものとします。なお、便益施設の使用に係る権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れし、若しくは担保に供し、又は名義貸し等はできないものとします。

②許可の取消し

事業者が、本要項に定める事項、設置及び管理に係る許可の条件等を遵守しない場合は、当該許可を取り消すことがあります。

③損害賠償

便益施設の使用に当たり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任でその損害を賠償していただきます。

事業者は、その責めに帰する事由により、便益施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する額を損害賠償として、本市に一切の請求ができないものとします。

④定期報告

事業者は、毎年度終了後、前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、本市に提出していただきます。

この定期報告以外にも、本市から収支等の報告を求めることがあった際には、事業者はその求めに応じてご対応いただきます。

⑤その他

その他使用許可に関する諸条件については、本要項に定めるもののほか、本市の関係条例又は規則等の定めによるものとします。

(7) 優先交渉権の設定

以下が想定されるため、優先交渉権を設定します。

①事業者決定後に、建物購入の意向がある場合は、市が不動産鑑定を実施しますが、建物の評価額によっては、購入が困難な場合があるため。

なお、所有権移転は令和7年9月予定です。

②耐震診断の結果、提案内容の実現ができない可能性があるため。

※両者協議により設計変更を検討します。

(8) 景観への配慮

立石公園は「関東ふれあいの道」「かながわの景勝 50 選」「横須賀風物百選」「横須賀市指定市民文化資産」にも選ばれる景勝地です。

活用にあたっては、便益施設と地域活動スペースのデザイン等に一貫性を持たせ、また、立石公園の景観を阻害しないようにしてください。

(9) 根拠法令等の遵守

都市公園法、都市計画法、建築基準法、その他の関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても適宜参考にしてください。

(10) スケジュール（予定）

本公募以降のスケジュールは以下を想定しています。ご提案いただいた工程は地域活動スペースの開設と合わせ可能な限り遵守してください。

令和7年3月：優先交渉権者決定

4月：耐震診断

6月：設計及び用途変更

9月：建物所有権移転または賃貸契約

令和8年1月：工事着手

7月以降：施設オープン

4. 地域活動スペースについて

当該敷地には、秋谷老人福祉センターの一部機能を有した「地域活動スペース（公共施設）」の設置をします。

施設の設置・運営にあたっては、以下を公募の必須条件としますが、一部を審査の加点対象とします。

(1) 条件

当該施設の設計及び施工、管理・運営にあたり、下記内容を履行してください。管理・運営については、市が発注する業務委託を請け負ってください。

①設計及び施工

ア 設計及び施工は「【別紙】地域活動スペースの整備に係る仕様書」に基づいて実施してください。

【審査の加点について】

- ・市の仕様に加え、創意工夫がみられる設計であること

イ 施工を外注する場合、建設工事は、横須賀市競争入札参加資格を有する市内事業者が発注してください。（例：建築一式工事、管工事、電気工事等）

②費用

市が負担する予定金額は5,700万円（税込）を上限とします。

なお、上限金額を超える場合は、事業者負担とします。

- ・伐採、整地等の外構工事費を含む
- ・金額は令和7年6月議会までに確定
- ・提案内容（⑭その他）に施工費用を記載してください（評価対象外）

③デザイン

便益施設と地域活動スペースに一貫性を持たせ、また、立石公園の景観を阻害しないようにしてください。

④管理・運営

ア 実施内容：施設施設、簡易な日常清掃等

イ 契約期間：10年間（更新についても便益施設と同様とします。）

ウ 委託料：内容に応じて設定します

⑤その他

施設の運営にあたり、市と緊密に連携を取ってください。特に選挙時の投票所として使用する場合は、投票管理者と協議のうえ、運営にご協力ください。

Ⅱ. 応募について

1. 応募者の構成等

- (1) 法人は、対象地への施設（便益施設）の設置及び運営・維持管理等の業務を行うために必要な企画力、資本力等の経営能力を備えた単独の法人（以下「単独法人」という。）又は複数の法人により構成される共同事業体とします。
- (2) 単独法人又は共同事業体の構成員は、本公募型プロポーザルの中で他の応募者の構成員を兼ねることはできないものとします。
- (3) 共同事業体の構成員の変更は原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと認めた場合には、その限りではありません。
- (4) 共同事業体で応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。

2. 参加資格要件

単独法人又は共同事業体の構成員は、以下の参加資格要件を満たす者とします。

- (1) 公募の趣旨を十分理解し意欲があり、信義に従って誠実に履行できること。
- (2) 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 日本国内において、本社を設置する法人であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 本手続きへの参加の希望を表明する書類の提出の時点において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号および横須賀市暴力団排除条例に掲げる暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

3. 実施スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとします。

内容	期日等
(1) 実施要項等の公表・配布(公募開始)	令和7年 1月10日(金)
(2) 質問受付期限	令和7年 1月24日(金) 17時(必着)
(3) 質問に対する回答	令和7年 2月 7日(金)
(4) 質問・回答内容の公表	令和7年 2月12日(水)
(5) 参加申込書の提出期限	令和7年 2月28日(金) 17時(必着)
(6) 参加資格審査結果通知	令和7年 3月14日(金)
(7) 企画提案書の提出期限	令和7年 3月24日(月) 17時(必着)
(8) プレゼンテーション実施	令和7年 3月27日(木)
(9) 選考結果通知および事業者決定	令和7年 3月31日(月)

4. 質問の受付・回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルや本業務に関する質問がある場合については、次により「(様式1) 質問票」を提出していただきます。

- ①提出方法 電子メールに添付
- ②提出期限 令和7年1月24日(金) 17時
- ③提出先 横須賀市 経営企画部企画調整課／民官連携推進担当課
(E-mail) re-c@city.yokosuka.kanagawa.jp

※容量が大きい場合(10MB以上)は市のシステム上受信できないため、複数に分けて送付してください。

※送信後は電話連絡(046-822-8309)により受信確認をお願いします。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、次により行います。

- ①回答方法 質問者に電子メールで回答
- ②回答期限 令和7年2月7日(金)

(3) 質問・回答内容の公表

期限内に受け付けた質問とその回答内容を次により公表します。

- ①公表方法 質問者を伏せた形で回答書を作成し、横須賀市ホームページ内で公表します。
- ②公表日 令和7年2月12日(水)
- ③その他 事業者が特定できるような質問は非公表とする場合があります。

(4) 現地説明会の実施

現地説明を希望する参加者は、質問期間内(令和7年2月7日(金)まで)に事務局(横須賀市 経営企画部企画調整課／民官連携推進担当：046-822-8309)まで連絡をお願いします(現地説明は、質問受付期間に実施します)。

現地説明は市担当者が行います。説明会当日の質問であっても「(様式1) 質問票」にて提出していただきます。なお、現地での回答はいたしません。

(5) 留意事項

- ①提出期限後の質問、電話や来訪等の口頭による質問は、理由の如何を問わず受け付けしません。
- ②質問内容や量によって回答に時間を要する場合があります。
- ③事業者選定の公平性を保つため、質問の内容によっては、回答しない場合があります。

5. 参加申請

(1) 参加申請書の提出

参加資格要件を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の必要な書類を提出していただきます。

- ①提出方法 持参又は郵送（信書の郵送に適する方法）
- ②提出期限 令和7年2月28日（金）17時まで（必着）
※持参の場合は、平日のみ（土日祝日を除く）
8時30分～17時（12時～13時を除く）に受付
※郵送については令和7年2月28日（金）消印有効
- ③提出先 〒238-8550 横須賀小川町11番地
横須賀市 経営企画部企画調整課／民官連携推進担当課
（郵送費用については参加者負担とします。なお、郵送におけるトラブル等について市では一切責任を負いません。）
- ④提出書類 提出書類は以下のとおりです。

提出書類	記載内容	部数	様式指定
参加申込書兼誓約書	当事業における契約先として参加意思を証する書類また、以下の内容に同意いただけるか確認する書類 ・暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当しないこと ・横須賀市税に未納がないこと	1部	様式2
役員氏名一覧	当事業に参加する事業者の役員や事業所（拠点）などを記載する書類	1部	様式2-1
業務実績書	類似実績があれば記載する書類	—	様式3
商業登記簿謄本	当事業に参加する事業者の商業登記を証する書類。法務局が発行する商業登記簿謄本（履歴事項証明書）	1部	—
納税証明書	参加事業者の納税証明書 ・法人市町民税（ただし、県内市町外の事業者である場合には法人県民税、県外の事業者である場合には法人税）を完納していること。 ・消費税及び地方消費税を完納していること。	1部	—

※ただし、横須賀市競争入札参加有資格者名簿に登録済みの事業者は、商業登記簿謄本、納税証明書及び暴力団排除に関する宣誓書兼同意書の書類を略することができます。

(2) 参加資格の審査及び結果通知

参加申請書を提出した者に対して参加資格要件を満たしているかを審査し、次により、結果を通知します。

※虚偽の申請をしていた場合は優先交渉権及び契約解除となります。

①通知方法 「(様式2)参加申込書兼誓約書」に記載したメールアドレスあてに通知

②通知期限 令和7年3月14日(金)

(3) 留意事項

①参加申込書の提出をもって本要項等の記載内容に同意したものと見なします。

②提出期限内に参加申込書を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできないものとします。

6. 企画提案書の内容及び提出

本業務の目的等を考慮し、豊富な経験、柔軟な発想や適格性など、より優れた創意工夫による提案を求めます。

(1) 企画提案書の内容

提案書の構成は、以下に則してください。

実施体制・計画	① 経営状況（事業の継続性）
	② 業務実績
	③ 施設運営（人員・組織等）
	④ 行政計画との親和性
	⑤ スケジュール
提案内容	⑥ 地域活性化に繋がる魅力的な事業
	⑦ デザイン
	⑧ 地域への配慮
	⑨ 災害への備え
	⑩ 環境への配慮
	⑪ 公園使用料
	⑫ 地域活動スペースの設計
	⑬ 追加提案
	⑭ その他

(2) 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を提出していただきます。なお、作成にあたっては、以下の作成方法をご確認ください。

- ①提出条件 企画提案書の提出は、1回限りとします。
- ②提出書類 以下の指定様式により作成してください。
 - (様式5) 会社概要書
 - (様式6) 企画提案書
 - (様式6-1) 実施体制調書
 - (様式6-2) 提案事項に関する調書

※最小限とし、提案内容に関係ない書類の添付は行わないでください。また、添付書類は企画提案書の記載内容を補助する位置づけであるため、審査対象にはなりません。

- ③記載内容 明瞭かつ可能な限り平易な言葉で作成してください。また、説明上で必要な専門用語を使用する場合には、巻末に用語の解説を添付してください。
- ④用紙及び頁数 日本工業規格のA4サイズを基準とします。
なお、記載内容の見やすさを考慮してA3サイズの頁を含むことも可能です。
- ⑤提出部数 簡易製本（頁の加除が可能であるもの）にて作成していただきます。正本の表紙には社名の記載と社印を押印しますが、副本の表紙には企画応募者を特定できる社名、ロゴ、マーク等を記載しないようお願いいたします。
押印省略も可能です。
- ・ 正本：1部（代表者印押印）
 - ・ 副本：3部
 - ・ 電子データ：1部（CD-R等デジタル媒体）
- ※ Microsoft社のWord2016形式、Excel2016形式及びPowerPoint2016形式以上のバージョンを用いて作成していただきます。
- ⑥提出方法 持参（郵送による提出はお受けできません）
受付時間は、平日8時30分から12時、13時から17時までとします。
- ⑦提出期限 令和7年3月24日（月）17時まで（必着）
参加資格を有していても期限までに提出がなかった場合、辞退とみなします。

Ⅲ. 審査について

1. プレゼンテーション

プレゼンテーションへの出席を要請された者は、下記のとおりご参加ください。

(1) 開催日時

令和7年3月27日（木）

※時間は決まり次第、留意事項を添えて別途通知いたします。

(2) 場所

横須賀市役所 本館1号館10階 第2委員会室

(3) 時間

各応募者 50分以内（準備及び質疑応答を含む）

(4) 出席者数

4名以内といたします。

(5) 実施方法

- ① プレゼンテーションの実施にあたり、企画提案書以外に使用する資料がある場合は、プレゼンテーション当日の開始時間前までに9部提出してください。
- ② プレゼンテーションは非公開で行います。
- ③ プレゼンテーションは、端末（パソコン等）を使用したモニターに投影する方法を用いて行うことを認めます。なお、この場合、投影するものと同じ資料をプレゼンテーション当日の開始時間前までに9部提出してください。（各資料は1部ごとにホチキス留めまたはファイルに綴ってください。）
- ④ デモンストレーション映像などの再生にあたり、応募者が持参したスピーカー等による音響機器の使用も妨げないものとしますが、その際は音量に配慮してください。
- ⑤ 応募事業者は定刻に事務担当職員からの指示に従い、選定委員に対し企画提案書の提案内容についてプレゼンテーションを行います。なお、企画提案事項の全てを解説する必要はないため、応募事業者が特に重きを置く内容について実施時間を考慮して行ってください。
- ⑥ 選定委員は応募事業者に対し、企画提案書の内容等について必要に応じて質問を行います。
- ⑦ 応募事業者は、選定委員からの質問に対して回答してください。

(6) 留意事項

- ① 公平性を期するため、使用する資料等には、法人の名称、ロゴ、マーク等の記載や表示はしないでください。
- ② 実施要項に規定する期限内に必要な書類の提出が整わなかった場合は、プレゼンテーションへの参加は出来ません。
- ③ 企画提案書の提案内容と異なるプレゼンテーションを行った場合は、評価及び採点において減点とする場合があります。
- ④ パソコン、モニター、電源は本市で用意しますが、その他の機器については事業者がご用意ください。また、実施場所はインターネット有線回線を使用できる環境でないことに留意してください。
- ⑤ 次の場合には、選定事業者としての決定を取り消すこととなります。
 - ア 決定から使用許可までの間に、事業者の資金事情の変化等により、施設の設置又は運営の履行が困難であると本市が判断した場合
 - イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと市が判断した場合
 - ウ 事業者が、当該要項 11 頁に示す応募者の資格要件に適合しなくなった場合
- ⑥ 参加表明後、都合により参加を辞退する場合は、「(様式 4) 参加辞退届」により参加辞退の旨を書面で申し出てください。

2. 審査

(1) 評価項目及び評価点

評 価 項 目		配点割合	配点割合
実施体制・計画	① 経営状況 (事業の継続性)	継続した経営が見込める財務状況となっているか。適切なリスク管理等が行えるか	40
	② 業務実績	事業を実施する能力をもっているか(類似事業での実績等)	10
	③ 施設運営 (人員・組織等)	提案内容を実施できる組織体制となっているか	10
	④ 行政計画との親和性	『横須賀市観光立市アクションプラン』『横須賀市西地区海岸周辺における土地利活用活性化ビジョン』の趣旨に沿った提案であるか	5
	⑤ スケジュール	現実性のあるスケジュールが提案されているか	5
提案内容	⑥ 地域活性化に繋がる魅力的な事業	秋谷エリアをはじめとする西地区の賑わい創出が期待できる魅力的な事業であるか	60
	⑦ デザイン	周辺の景観に溶け込み、また、魅力的なデザインであるか	15
	⑧ 地域への配慮	市民や地域の方も利用できる施設があるか。地域への還元策が含まれているか	20
	⑨ 災害への備え	災害対策の視点が含まれているか	5
	⑩ 環境への配慮	施設整備及び運営において、再生エネルギーの活用や脱炭素等、環境への配慮があるか	5
	⑪ 公園使用料	市への還元方法(収益に対する割合等)について計画的な提案があるか	10
	⑫ 地域活動スペースの設計	市の仕様以外に、独自の提案が設計に反映されているか	5
	⑬ 追加提案	上記の評価項目にない事項について加点	10
総合得点		200	

(2) 合格者の決定

- ①最も高い総合得点の者を優先交渉権者として決定します。
- ②総合得点が6割(120点)に満たない場合は、不合格とします。

(3) 審査結果の通知

令和7年3月31日(月)に審査結果を全応募事業者宛に電子メールで通知いたします。なお、審査結果やその内容に関するお問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。

問い合わせ先

横須賀市役所

経営企画部 企画調整課/民官連携推進担当課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

T E L 046-822-8309

F A X 046-824-9285

MAIL re-c@city.yokosuka.kanagawa.jp